

違反対象物 公表制度

建物の
ご利用前に
確認
しましょう

運用開始

平成 **30** 年 **4** 月 **1** 日

違反対象物 公表制度とは

建物を安心・安全に利用していただくために、重大な消防法令違反のある建物の情報を、消防本部のホームページに公表します。

公表の対象 となる建物は

遊技場、飲食店、スーパー、旅館、ホテルなど不特定多数の方が利用する建物や、病院、福祉施設など自力で避難するのが難しい方が利用する建物です。

公表の対象 となる違反は

消防法によって設置が義務付けられた消防用設備等のうち、**屋内消火栓設備**、**スプリンクラー設備**、**自動火災報知設備**のいずれかが設置されていない重大な違反が対象となります。

公表する内容は

消防法令違反となっている**①建物の名称**、**②所在地**、**③違反の内容**です。

建物関係者の 皆様へ

関係行政庁への必要な申請や届出をせず実施した建物の用途変更、増改築や建物どうしの接続などで、新たに消防用設備の設置が必要となり、公表の対象となることがあります。このような工事や用途の変更などを計画されている建物関係者の方は、必ず事前に最寄りの消防署・出張所にご相談ください。

公表までの流れ



立入検査の実施

重大な法令違反

屋内消火栓設備未設置
スプリンクラー設備未設置
自動火災報知設備未設置

通知(通知書交付)

通知から14日経過した日において、なお当該違反が認められた場合

**公
表**

問合せ先

消防本部予防課 0226-22-6693

気仙沼消防署 0226-22-6687

古町出張所 0226-25-8719

南三陸消防署 0226-46-2677

本吉分署 0226-42-2629

大島出張所 0226-28-3098

歌津出張所 0226-36-2222

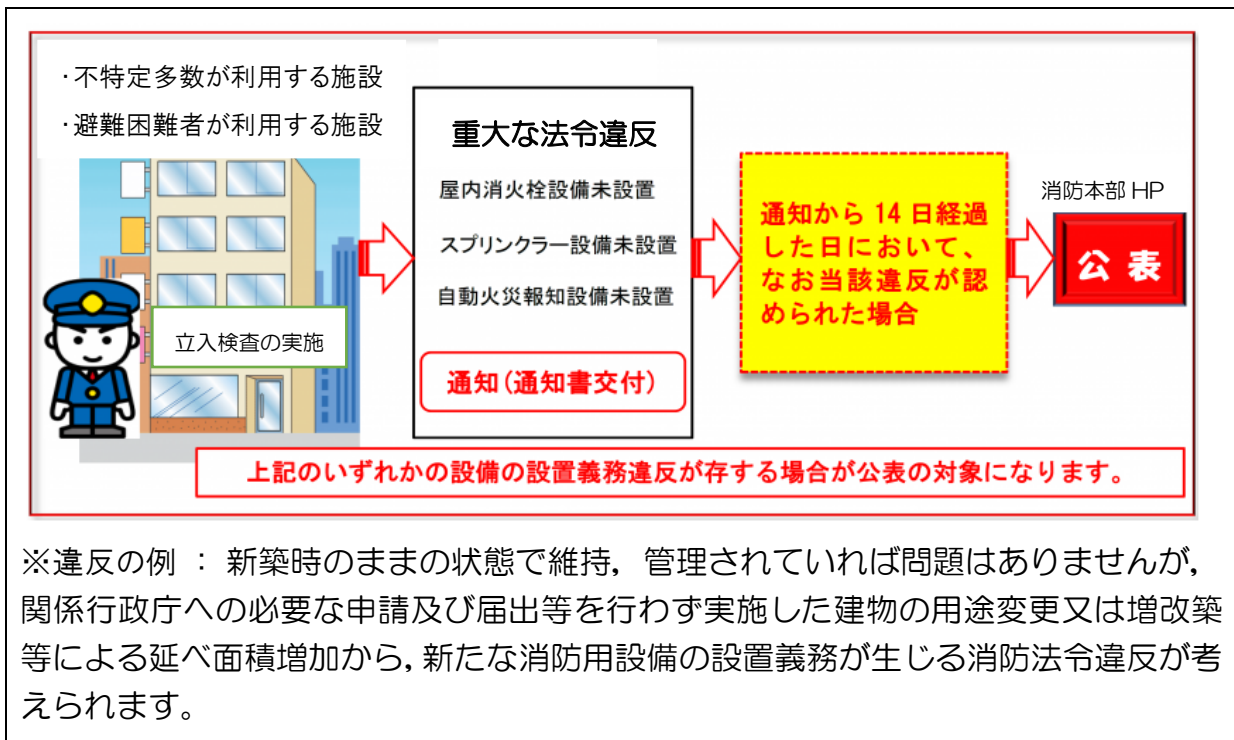
唐桑出張所 0226-32-3138

気仙沼・本吉地域広域行政事務組合消防本部

○ 「違反対象物に係る公表制度」について

1 公表制度の目的

平成24年5月に発生した広島県福山市ホテル火災(死者7名, 負傷者3名), 平成25年2月に発生した長崎市認知症高齢者グループホーム火災(死者5名, 負傷者7名)等, 不特定多数の方が利用する宿泊施設, 就寝を伴う診療所や高齢者施設等で, 多くの死傷者を伴う火災が全国で発生している。そこで, このような建物のうち, 重大な消防法令違反のある防火対象物を公表し, 建物を利用される方自らが防火安全に対する情報を入手し, 火災危険に関する情報を活用することで火災被害の軽減を図り, また, 防火対象物の関係者に対し, 防火安全体制の確立を促すことを目的とする。



2 公表の対象となる建物用途

火災発生時の人命危険から, 不特定多数の方が利用する施設及び有事に一人での避難が困難な方が利用する施設を対象とする。(公表の対象となる建物用途を消防法令から抜粋)

項	用途	項	用途
(1)項イ・ロ	劇場, 映画館・集会場等	(6)項イ～ハ	病院・養護老人ホーム等
(2)項イ～ニ	遊技場・カラオケボックス等	(9)項イ	蒸気浴場(サウナ・岩盤浴)
(3)項イ・ロ	料理店・飲食店等	(16)項イ	特定用途のある複合施設
(4)項	百貨店, マーケット等	(16)項の2	地下街
(5)項イ	旅館・ホテル等	(16)項の3	準地下街

3 条例施行(運用開始日) 平成30年4月1日施行, 運用開始

条例施行までの期間の1年は, 違反対象物への積極的な行政指導と周知活動を行う。